

水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金交付要綱の運用について

水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の実施に当たっての留意事項等については、以下のとおりとする。

第1 補助対象者

1 水害に強い安全安心なまちづくり推進事業の補助対象者は、要綱第4条に定めるもののほか、次にあげる事項のいずれかを満たすものとする。

なお、下記事項を証明する書類（住民票、納税証明書等）を実施主体（建築主）が提出するものとする。

- (1) 補助対象者は、浸水警戒区域の指定時点で、補助対象となる住宅の所在地に住民票がある者を対象とする。
- (2) 当該住宅の所在地に住民票のある者の親族が後継者となって、今後、住民票を当該住宅の所在地とされ在住されることが確認できる者を補助対象者として行うことができる。
また、生活の本拠である場所として、当該市町へ住民税を納付している者を対象とすることができる。

第2 知事が特に認める補助対象者

- (1) 浸水警戒区域の指定時点で、当該住宅（既存不適格住宅等）に新たに住民票を移し入居される者であり、かつ、市町が任命される地域おこし隊などで市町長より特別に認める旨の申請（副申、任命書写）が提出された方を本事業の補助対象者として行うことができる。

第3 補助対象住宅

- (1) 補助対象住宅となる要件は、浸水警戒区域内にある当該既存住宅が滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年第55号。以下「条例」という。）第15条第1項第1号（想定水位以上に1以上の居室を有する住宅等）および2号（同一敷地内の別棟が想定水位以上に1以上の居室を有する場合等）を満たさない住宅を対象とする。
- (2) 条例第15条第1項第1号および第2号の規定は満たしたとしても、実施主体（建築主）が耐水化ガイドラインなどから構造計算等を実施し、十分な安全性が無いことを証明する書類を知事に提出し、知事が認めた場合は補助対象とする。
例）2階床上浸水ではないが、基礎上面より浸水深が3m程度の木造住宅においては、浮力が発生することから安全でないとの証明を提出され、知事が認めた場合は補助対象とする。
- (3) 浸水警戒区域内にある当該既存住宅が補助対象住宅とする判定については、県が測量調査を実施し判定する。測量調査項目は、①平屋床上浸水、②2階床上浸水、③木造の場合、2階床上浸水でないが、基礎上面より浸水深が3m以上の3つを確認するための測量と④バルコニーなどの避難空間の有無の調査等を実施することとする。
- (4) 補助対象となる住宅の標準工事費を算定するための建築（建坪）面積については、実施主体（建築主）が当該住宅の図面を作成し提出することとする。
- (5) 既存嵩上盛土の改修においては、当該住宅の建築年月を実施主体（建築主）が証明するものとする。証明する書類としては、建築確認申請や竣工年月日が記載されている登記簿謄本、固定資産台帳などの公的な書類を提出することとする。
なお、上記書類の無い場合は、棟木（むなぎ）等に記載された建築年を示す日付を撮影された写真等の提出により、県が判定し補助対象の可否を決定する。

- (6) 補助対象となる既存住宅については、建築確認および開発許可を受けていること。なお、許可の不要な地域においては除く。
- (7) 当該地区の水害に強い地域づくり計画において、宅地嵩上げ浸水対策促進事業を活用した安全な住まい方への誘導策として選択された地区においては、当該住宅の近傍に安全な避難場所があったとしても、地区の将来計画に合わせ補助対象とする。

第4 標準工事費

- (1) 補助対象となる嵩上げ高は、想定水位高と嵩上げ地盤面との差を **2m99cm** とするのに必要な高さを基本とするが、浸水深が 3m未満の既存不適格住宅については、浸水深を 3mと設定(固定)して補助額を算定する。なお、このケースで2階床面が浸水する住宅については、浸水深より **2m10cm** 以上の現天井高を差し引いた高さとする。

第5 年度を跨ぐ場合の申請・支払

- (1) 補助対象となる住宅の改築等が年度を跨ぐ場合（可能性のある場合も含む）においては、別に定める。
- (2) 補助金の交付については、完了年度に支払うこととする。よって、部分払い等は行わないこととする。

第6 近傍への配慮

- (1) 嵩上げ等により、近隣に雨水が流出するなどの悪影響となる恐れのある場合は、地域において必要な施設の整備などその他の浸水被害回避の方法を検討するものとする。

第7 避難場所整備事業

- (1) 避難場所整備は、条例第 15 条第 1 項第 3 号の要件を満足したものであることとする。
- (2) 避難場所整備事業の設置場所については、浸水警戒区域内外は問わないこととする。
- (3) 避難場所整備事業で実施される既存施設については、避難場所適合審査を県にて実施することとし、補助対象施設であるかの判定、浸水警戒区域内の既存住宅の測量調査を実施し補助対象世帯を決定する。なお、既存住宅の判定を行うための調査等に協力が得られない場合は、補助対象世帯から除くこととする。
- (4) 補助対象施設であるかの判定項目は、①平屋床上浸水、②2階床上浸水、③木造の場合、2階床上浸水でないが、浸水深が 3 m以上、④費用収容面積（1人当たり 1m²以上）の4つにより実施し、県が補助対象範囲を決定する。

附 則

この運用は、平成29年6月16日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この運用は、令和2年3月31日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。